

電気事業法の一部を改正する法律案要綱

第一 接続供給の定義の見直し

「接続供給」の定義に、電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下「非電気事業用電気工作物」という。）を設置する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る。）等を追加すること。

（第二条第一項第十四号関係）

第二 電気の使用制限措置に係る規定の見直し

一 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使

用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者（以下「一般電気事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができるものとすること。

（第二十七条第一項関係）

二 経済産業大臣は、必要な限度において、政令で定めるところにより、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるとすること。

（第二十七条第二項関係）

第三 広域的運営推進機関

一 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とするものとする。

（第二十八条の四関係）

二 推進機関は、一を限り、設立されるものとするなど、所要の規定を整備すること。

(第二十八条の五から第二十八条の九まで関係)

三 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限るものとし、電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならないものとするなど、会員に関する所要の規定を整備すること。

(第二十八条の十から第二十八条の十二まで関係)

四 推進機関を設立するには、その会員になろうとする七以上の電気事業者が発起人とならなければならないものとするなど、推進機関の設立に関する所要の規定を整備すること。

(第二十八条の十三から第二十八条の十七まで関係)

五 推進機関の定款記載事項及び役員等に関する所要の規定を整備すること。

(第二十八条の十八から第二十八条の三十九まで関係)

六 推進機関は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

2 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。

3 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

4 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。

5 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

6 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。

7 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。

8 1から7までの業務に附帯する業務を行うこと。

9 1から8までの業務のほか、推進機関の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（第二十八条の四十関係）

七 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載

しなければならないものとするなど、業務規程に関する所要の規定を整備すること。

(第二十八条の四十一関係)

八 推進機関はその業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めるところができるものとする。

(第二十八条の四十二関係)

九 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならないものとする。

(第二十八条の四十三関係)

十 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、当該電気の需給の状況の悪化に係る会員に電気を供給することその他の当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとることを指示することができるものとする。

(第二十八条の四十四関係)

十一 送配電等業務指針には、次の事項を定めるものとし、送配電等業務指針は経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとする。

1 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

2 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事

項

3 その他経済産業省令で定める事項

(第二十八条の四十五及び第二十八条の四十六関係)

十二 推進機関の財務及び会計に関する所要の規定を整備すること。

(第二十八条の四十七から第二十八条の五十まで関係)

十三 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、推進機関に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第二十八条の五十一関係)

十四 推進機関の解散については、別に法律で定めるものとする。

(第二十八条の五十二関係)

第四 供給計画に係る規定の見直し

一 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

二 推進機関は、電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならないものとする。

三 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができるものとする。

四 経済産業大臣は、三の勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、

電気事業者に対し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること及び広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること等を命ずることができ、
きるものとする。

(第二十九条関係)

第五 監督に係る規定の見直し

一 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができ、
きるものとする。

(第三十条関係)

二 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること及び広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること等を命ずることができ、
きるものとする。

(第三十一条第一項関係)

三 経済産業大臣は、二の措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、卸供給事業者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする事。

(第三十一条第二項関係)

四 経済産業大臣は、二及び三の措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする事。

(第三十一条第三項関係)

五 経済産業大臣は、四の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとする事。

(第三十一条第四項関係)

第六 送配電等業務支援機関に係る規定の削除

送配電等業務支援機関に係る規定を削除すること。

(旧第六章関係)

第七 その他

一 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができるものとする事。 (第百六条第五項関係)

二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする事。

(第百七条第五項関係)

三 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第百七条第二項の規定による立入検査であつて第二十八条の四十三の規定による情報の提供が適正に行われていること及び第二十八条の四十四第一項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつてゐることを調査するた めに行うものを行わせることができるものとする事。 (第百七条第九項関係)

四 その他所要の規定の整備を行う事。

第八 附則

一 この法律の施行期日及びこの法律の施行に伴う所要の規定について定める事。

(附則第一条から第十条まで関係)

二 電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置について定めること。

(附則第十一条関係)